

## 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和6年2月16日

福島地方法務局 筆界特定登記官

記

### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第16号

対象土地 郡山市大槻町字殿町75番1

郡山市大槻町字殿町74番